

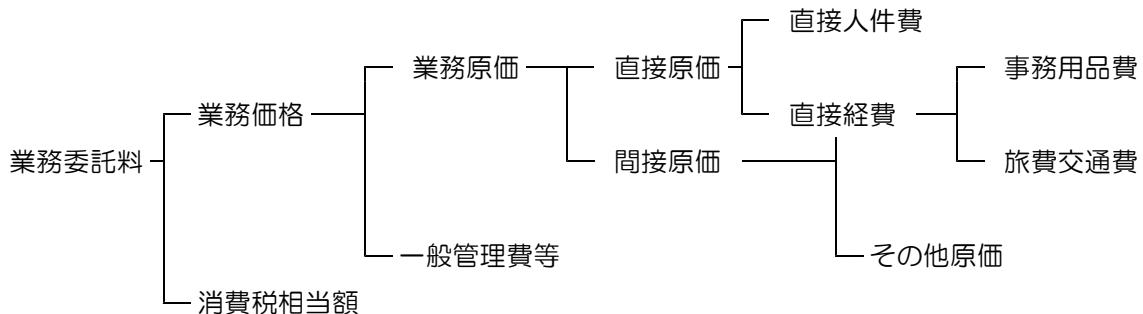
道路情報管理業務委託積算基準（案）

1. 適用範囲

この積算基準（案）は、道路情報管理業務等を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

① 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人工費とする。

ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b に挙げるものとする。

a. 事務用品費

b. 旅費交通費

ただし、a、b 以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式の算定

業務委託料は次の方により積算するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})
 \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 直接人件費は、契約する期間内の平日日数、土曜日数、日曜日数、祝日及び年末年始の日数により算定した基本日額を乗じて積算する。

② 基本日額の積算

イ 基本日額

情報管理員：技術員の2交替を原則とする。

□ 情報管理員

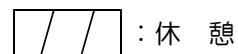
就業時間 1の組 8:30～21:00

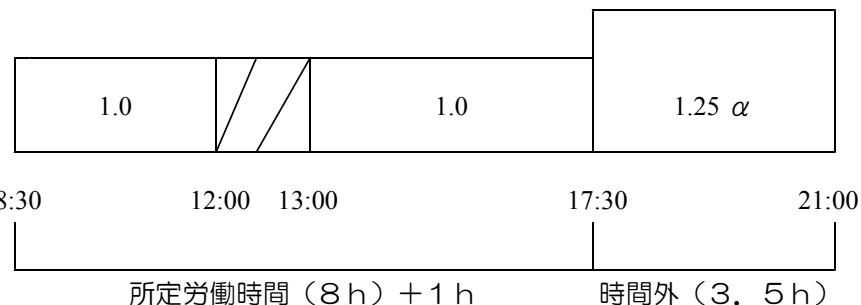
2の組 20:30～ 9:00

※引継時間として30分（標準）計上する。

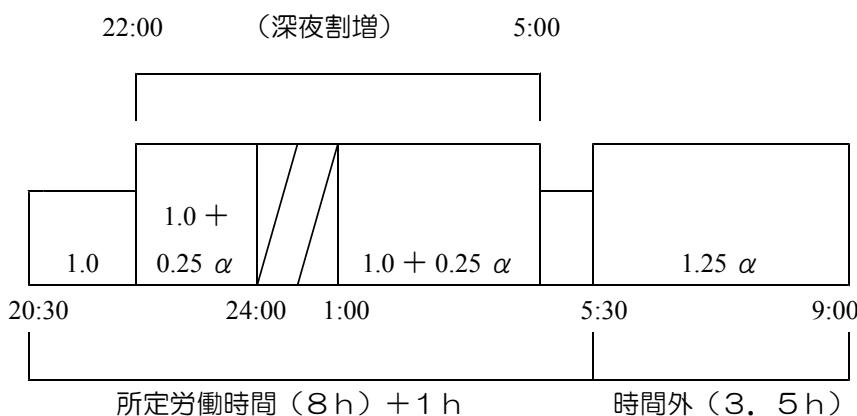
● 1の組

α : 構成比

 : 休憩



● 2の組



情報管理員日当り単価＝基準日額×2

$$+ [\text{基準日額} \times 1/8(6.0h \times 25/100 + 7.0h \times 125/100) \times \text{構成比}]$$

注) 1の組、2の組とは、積算上の組み分けであり、契約時には、同一の人間が、常時1の組、2の組へ配置とならないよう、注意すること。

ハ 業務打合せ

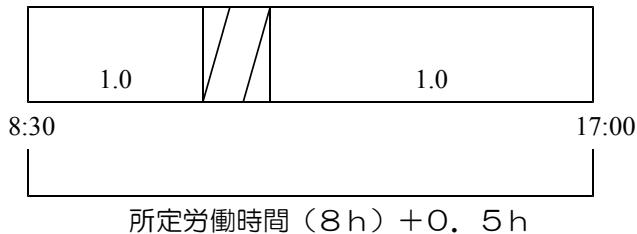
業務管理者を技師（B）として、月1回（0.5人／回）の打合せを計上する。

ニ アナウンサー

道路情報ラジオの放送及び録音等を行う場合に計上する。

基本日額 普通作業員相当単価（直接人件費としてその他原価の対象とする）

就業時間 8：30 ~ 17：00



③ 直接経費

直接経費は、事務用品費、旅費交通費で次のイ、ロにより算出するものとする。

イ 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

ロ 旅費交通費

業務打合せに係る交通費について計上する。

④ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

$$(その他原価) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

⑤ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

$$(一般管理費等) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

※積算単価について

本業務の積算単価は、平成29年度単価に基づいています。

なお、平成29年度の労務費単価等は、決定次第、決定日を記載の上近畿地方整備局ホームページの「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について（平成28年12月）」

（<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/support2/index.html>）のページに掲載します。